

# 墨田区学童災害共済についてのお知らせ

墨田区学童災害共済は令和6年3月末日をもって廃止となりました。

## 墨田区学童災害共済とは

墨田区学童災害共済制度は、児童生徒が学校管理下外（放課後や休日等）での災害において、死亡又は負傷した場合に保護者に対し見舞金を贈り、その心労を慰めることを目的とした制度です。制度廃止に伴い、令和6年度以降は共済加入者の募集は行いません。

## 制度廃止に伴う見舞金請求の経過措置について

令和5年度の学童災害共済加入者については、見舞金の請求期間について以下のとおり、経過措置期間を設けていますので、期限内に必要な書類を添えて申請を行ってください。

### (1) 見舞金の請求期間

- 1 死亡…死亡した日から3か月以内。
- 2 負傷…治療の終了した日から3か月以内。

ただし、令和6年3月31日において治療が終了していない場合は、令和6年4月1日から3か月以内（令和6年7月1日まで）。

### (2) 見舞金の申請方法

- 1 見舞金給付申請書及び請求書に、医師の証明書（有料）を添えて提出してください。  
※ただし、申請ができるのは、治療期間が7日以上（医療機関初診日から治癒した日、又は令和6年3月31日までのいずれか短い日数を通算日数とする）の災害に限ります。詳しくは、裏面の表2をご覧ください。
- 2 表2の9等級又は表3に該当する負傷の場合は、学校長の副申書をもって医師の証明書に代えることができます。

### (3) 見舞金が給付されない場合

- 1 交通事故
- 2 風水害、震災等の非常災害
- 3 本人の重大な過失又は故意の犯罪行為
- 4 負傷等が起因しない疾病（死亡含）
- 5 物品等の破損に対する補償

## 見舞金の額

表1 「学校管理下外で死亡した場合」

区 分	共済見舞金 (円)
(1) 各種団体行事参加中又は、公共施設内での死亡	600,000
(2) 保護者以外の監督下での死亡 【(1)の死亡を除く】	500,000
(3) 保護者の監督下での死亡 【(1)の死亡を除く】	400,000

表2 「学校管理下外で負傷した場合」

区 分		共 済 見 舞 金 (円)	
等級	治 療 期 間	入院を伴う負傷	通院のみの負傷
1 等級	241 日以上	100,000	80,000
2 等級	211 日以上 240 日以下	80,000	70,000
3 等級	181 日以上 210 日以下	70,000	60,000
4 等級	151 日以上 180 日以下	60,000	50,000
5 等級	121 日以上 150 日以下	50,000	40,000
6 等級	91 日以上 120 日以下	40,000	35,000
7 等級	61 日以上 90 日以下	35,000	25,000
8 等級	31 日以上 60 日以下	25,000	20,000
9 等級	7 日以上 30 日以下	20,000	10,000

表3 「学校管理下で負傷した場合」

区 分	共済見舞金 (円)
学校管理下の負傷で、日本スポーツ振興センターによる共済給付の対象とならない場合	(一律) 2,000



## 【お問合せ】

墨田区教育委員会事務局

学務課給食保健・就学相談担当

電話 03-5608-6305 (直)